

「戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正（案）」

意見募集期間

令和7年8月5日から令和7年9月3日まで

概要

本市では、平成29年1月から「戸田市宅地開発事業等指導条例」を施行し、市内で行われる宅地開発事業等に関する手続及び基準を定めることにより、良好な都市環境の形成を図っております。

この度、子育て世帯等の定住化や社会情勢の変化に合わせた住宅供給を促進するため、主に次の項目に関して条例の改正を予定しています。

【主な改正内容】

- ① 一定規模以上の共同住宅を建設する場合のファミリー向け住戸設置（追加）
- ② 共同住宅の最低住戸専用面積（追加）
- ③ 宅配ボックスの設置（追加）
- ④ 駐車場設置台数（見直し）
- ⑤ 荷捌き・配送業者用駐車場の設置（追加）

市民生活への影響

一定規模以上の共同住宅にファミリー向け住戸を設置することで、子育て世帯等の住宅供給を促進し、住戸の最低面積を定めることで、健康で文化的な住環境を確保します。

また、近年の自動車所有率を考慮し、駐車場設置台数を見直すことで、土地利用の最適化を図ります。

さらに、電子商取引等による配送需要の増加に合わせ、荷捌き・配送業者用の駐車場設置や、宅配ボックスの設置により、道路交通の円滑化や再配達抑制による脱炭素社会への貢献が期待できます。

